

登別市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価の実施に関する基本的な事項を定め、行政評価の円滑な実施により成果重視の行政経営の推進、質の高い行政の実現及び市政に関する透明性確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 登別市総合計画・基本計画、分野別の計画等で定める市政の各分野における基本的な方向性をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための個々の具体的な方針をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業をいう。
- (4) 行政評価 市が実施している政策、施策及び事務事業の有効性、効率性、達成度等を、一定の基準及び指標を用いて客観的に評価することをいう。

(行政評価の種類)

第3条 行政評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政策評価
- (2) 施策評価
- (3) 事務事業評価

(行政評価の範囲)

第4条 政策評価は、登別市総合計画・基本計画に定められた政策について実施する。

2 施策評価は、登別市総合計画・基本計画に定められた施策について実施する。

3 事務事業評価は、登別市総合計画・基本計画に係る実施計画に定められた事務事業及び施策を推進するために市長が特に必要と認める事務事業について実施する。

(行政評価の方法)

第5条 行政評価は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 内部評価 事務事業を所管している各部局等が実施する行政評価及び全庁的な観点から次条に規定する登別市行政評価会議が実施する行政評価をいう。
- (2) 外部評価 行政評価の客観性及び公平性を確保するため、第8条に

規定する市民への意識調査による行政評価及び登別市行政評価外部評価委員会による行政評価をいう。

- 2 行政評価の実施に当たり、評価項目、評価の視点その他必要な事項は、別に定める。

(評価会議の設置)

第6条 前条に規定する内部評価を実施するため、登別市行政評価会議(以下「評価会議」という。)を設置する。

(評価会議の構成等)

第7条 評価会議は、総務部長、総務部次長、人事・行政管理グループ総括主幹、企画調整グループ総括主幹、財政グループ総括主幹及び必要に応じ市長が指名した者により組織する。

- 2 評価会議は、総務部長が主宰し、会議の議長となる。

- 3 議長は、必要があると認めるときは、評価会議の構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 4 議長は、行政評価が実施されたときは、その結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

(外部評価)

第8条 市長は、市が実施した行政評価の結果について、市民の視点で評価する必要があると認めた場合、次に掲げる方法で、外部評価を必要な都度実施するものとする。

(1) 市民への意識調査による評価

(2) 登別市行政評価外部評価委員会(以下「委員会」という。)による評価

(委員会の設置)

第9条 市長は、行政評価の客観性及び公平性を確保するため、委員会を必要に応じて設置することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の公表及び市民意見の反映)

第10条 行政評価の結果については、市民にわかりやすい方法により公表するものとする。

- 2 市長は、行政評価の方法、結果その他の事項について、市民から意見があったときは、その意見を行政評価へ反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第 1 1 条 行政評価に関する庶務は、総務部企画調整グループにおいて処理する。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。